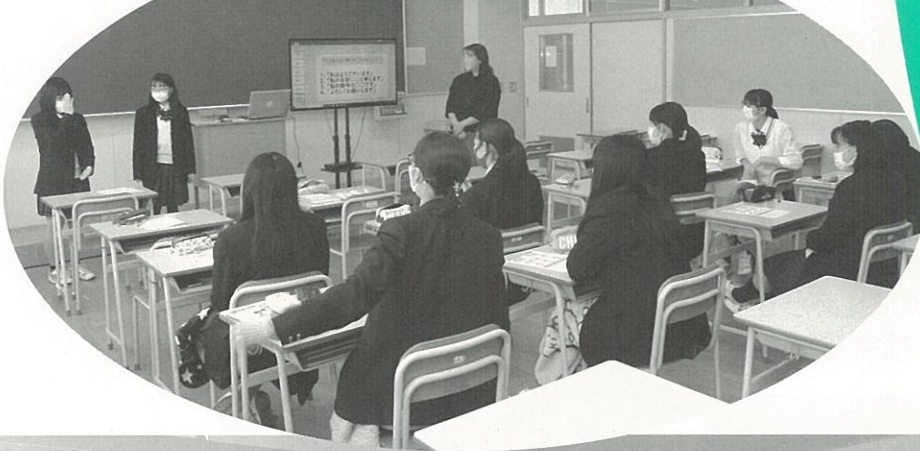


くりやま 社協だより

手話で自己紹介と挨拶を体験



栗山高校生「手話体験」

栗山高等学校（町田英謙校長）の3年生で「生活と福祉」を選択している11名が手話を体験しました。

講師にくりやま手話の会の村上美佳会長をお招きし、聴覚障害についてのお話と手話の自己紹介や挨拶の仕方、ジェスチャーゲームなどを体験しました。

体験した石村珠璃（しゅり）さんは、「聴覚障害の方は、不便なところはありませんが、手話があることで生活の助けになることを知りました。手話は難しかったけど、機会があったら、手話で自己紹介をしてみたいです」と感想を述べていました。

2020.12.1発行 第118号

- ケアラー事業…………… 2
- サンタの笑顔からお知らせ…… 3
- ボランティア団体
ふれあいサロン活動紹介………… 4、5
- 応急生活資金、生活福祉資金… 6、7
- お知らせ等…………… 8

ケアラー支援 相談専用 ダイヤル

新型コロナウイルス感染拡大により、外出を控え、生活や介護に不安やストレスを感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

介護をしていて“不安なこと・辛いこと・苦しいこと・わからないこと”はありませんか？

もやもやした気持ちを誰かに話したくなったら、是非、お電話ください。

相談者、相談内容についての秘密は固く守られますので、お気軽にお電話ください。

社会から孤立していると感じる

自分を理解してくれる人がほしかった

ゆっくりご飯が食べたい

辛くて手をあげてしまいそう

開設時間：月・水・金曜日（祝日休み）
9時00分～12時00分

☎72-2121



スマイルレポート



10月21日にコロナの影響によりイベント開催をお休みしていた「遊歩道の駅つぎたて」で町の保健師さんによる健康講話が開催され参加してきました。

今年は外出を控え、自宅で過ごすことが多くなりましたが、自宅でもできる運動や栄養バランスの良い食事の摂り方、冬の季節に気をつける感染予防対策などの話しをして頂きました。

当日は、14名の皆さんがお越し下さいました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されていますが、日頃の予防に取組んで、健康な生活を送っていきましょう。

橋本・高橋





ふじ園地町内会

水上知夫会長は「サロンの開催を案内すると、毎回20名程度参加してくれるし、茶話会で盛り上がっている姿を見ていると、開催してよかったと思います」と話し、参加者の能登谷富子氏は「マスクをしていると友達の話が聞きにくいけど、おしゃべりできるのはいいので、毎月1回の開催を楽しみにしています」と話されていました。



12区町内会

山口治夫副会長は「手作りのゲームを中心に交流しておりますが、偶然性のあるゲームにして、誰でも楽しめるように工夫してます」と話し、参加者の梅津和子氏は「コロナで、家にいることが多く、テレビを見ていても、ボ～っとしてしまうけど、ここに来ると友人と顔を合わせて、おしゃべりができ、気持ちが和みます」と話されていました。

ふれあいサロン 活動の紹介

町内会、自治会の地域住民の参加・協力による外出の機会の少ない高齢者等に対する支援活動に対し、その活動費の一部を助成することにより、住み慣れた地域で楽しい仲間づくりの支援体制をつくり、地域のふれあい、支えあい、語りあいの人にやさしいまちづくりを進めていく事業

松風第2町内会

太田欣仁サロン運営代表は「コロナ禍の中、皆さんと集まってお話する機会もなかったですが、マスクをし、距離をとりながら集まれる方法として、ビデオ鑑賞が良いのではと考え、開催しました」と話し、参加者の村上アキ子氏は「家にこもってばかりで、大きな声を出して笑うことも少なかったですが、皆さんと一緒に笑えて、楽しい時間でした」と話されていました。



松栄町内会

八木橋義則会長は「参加者からは集まって、お話ができて楽しかったとの声が多いので開催して良かったと思います。ただ、3密にならないように距離を取る等工夫しております」と話し、参加者の竹島克子氏は「買物と通院以外はほとんど外出しないので、毎月のふれあいサロンで友達と会えるのを楽しみにしてます」と話されていました。



栗山更生保護女性会

栗山更生保護女性会（野原信子会長）は、カルチャープラザEkiで開催されたイベントに合わせ、犯罪や非行の防止、更生への理解を深めるための啓発活動を行いました。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に合わせて毎年実施しており、「犯罪に戻らない戻さない 立ち直りを支える地域のチカラ」と書かれたティッシュなどを来場者に配布しました。

野原会長は「コロナ禍で例年通りの活動はできませんが、できる範囲で活動しています」と話しておりました。

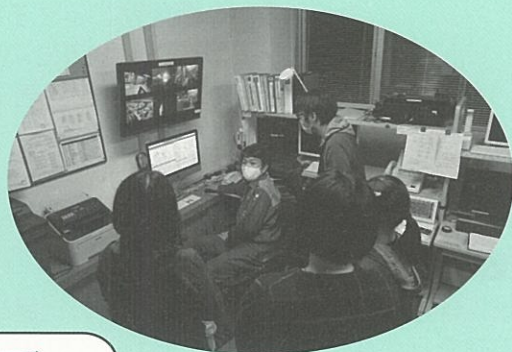


くりやま手話の会

くりやま手話の会（村上美佳会長）は、聴覚障害者への理解を深め、手話が普及することを目指し、通訳支援や手話の学習会（毎週金曜日の19時から「しゃるる」にて）などを開催しております。

先日は、南空知消防組合消防署にて聴覚や言語機能に障害のある方向けのNET119（スマートフォン等を活用した119番通報）の勉強会を開催しました。

村上会長は「NET119は、電話による音声通報が難しい方にとっては、とても心強いシステム。手話の会としても貴重な勉強会となりました」と話しておりました。



ボランティア 団体の活動紹介



栗山町赤十字奉仕団

栗山町赤十字奉仕団（世羅史子委員長）は、団員の研修として、毎年町外防災関係の施設や機関等を視察して来ました。

しかし、今年は、コロナ禍で町内研修に切り替え、栗山町総務課広報・防災・情報担当の杉本整昭主幹に同行いただき、町内の防災関連施設等（役場敷地内の防災備蓄倉庫、角田の方田寺水難溺死者供養之碑等）の視察を行いました。

世羅委員長は「栗山町を築いて来た先人の労苦と犠牲を知り、それを引き継いで安全・安心な街づくりをされている方々に感謝すると共に、防災や減災に対する意識を高める事ができました」と話しておりました。



栗山町月見草の会

栗山町月見草の会（高橋澄子会長）は、10月に3日間、延べ43名が参加し、特別養護老人ホームくりのさと、彩（吉田義人施設長）において、草取りボランティアを実施しました。

高橋会長は「当初の予定よりも広い範囲で草取りができたので、充実感もありますし、顔を合わせる機会が減っていた仲間とお話しをしながら作業できたので、良かったです」と話し、吉田施設長は「コロナ禍の中、職員では手の届かないところの草取りをしていただき、とてもありがたかったですし、施設の利用者も窓から草取りボランティアの姿を見ながら、頑張っているね、と話しており、力をいただいている様子でした。ありがとうございます」とお礼を述べていました。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの皆様へ
生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内
※特例期間：12月までの予定（令和2年11月20日現在）

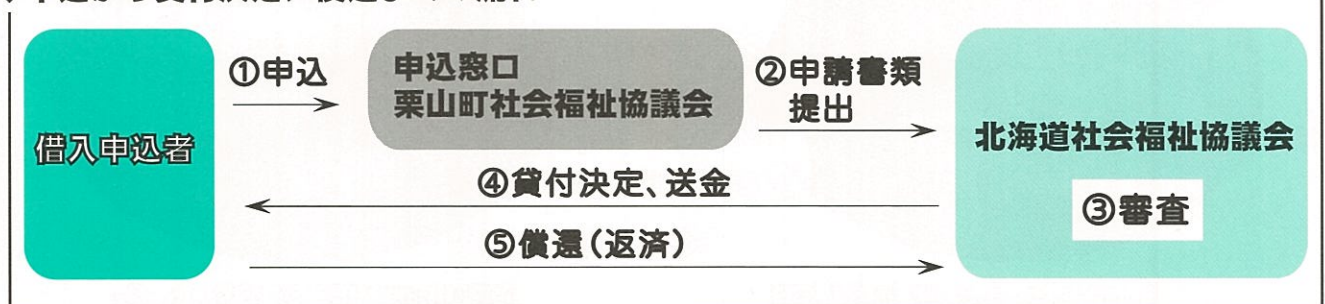
◆緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 以下の①～⑥に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
 - ⑥ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

◆申込に必要なもの

- ☐ 借入申込者の身分を証明できるもの（健康保険証、運転免許証 等）
- ☐ 世帯全員の住民票（※マイナンバーの記載のないもの）
- ☐ 印鑑
- ☐ 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- ☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳 等）

◆申込から貸付決定、償還までの流れ



◆総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

※総合支援資金（生活支援費）特例貸付は、緊急小口資金の特例貸付を利用してもなお、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な場合、利用をご検討ください。

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 単身世帯：月15万円以内
2人以上：月20万円以内
- 貸付期間 原則3か月
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後10年以内
- 貸付利子 無利子

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

【お問い合わせ先 栗山町社協 電話72-1322】

生活福祉資金貸付制度のご案内

◆生活福祉資金貸付制度とは？

- 他の貸付制度を利用できない、または、利用しても資金が不足する方に資金の貸付をします。

◆制度をご利用いただける世帯

- 低所得世帯 世帯収入が一定基準以下の方
- 障害者世帯
 - ①身体障害者手帳交付者
 - ②療育手帳交付者
 - ③精神障害者保健福祉手帳交付者
 - ④障害者自立支援によるサービスを利用している
 ※①～④の方が属する世帯
- 高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯

◆連帯保証人

- 原則として連帯保証人が1名必要です。
※連帯保証人を立てない場合、利率が年1.5%になることがあります。

◆民生委員等の相談支援

- 民生委員の相談支援を受けていただきます。

◆申込み・お問合せ

- 社会福祉協議会または地域の民生委員へ

◆貸付資金

1. 教育支援資金

高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に入学または就学するために必要な経費

◆教育支援費

例：授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費

◆就学支度費

例：入学金等で、入学時に学校に納入する経費

制服、靴、体育着等で学校の指定により、入学時に購入するもの

教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの

資 金 種 類	貸 付 限 度 額	据置期間	返済期限	利 率
◆ 教 育 支 援 費	高 校 月額 35,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内 (貸付額により 期間の制限有)	無利子
	専門学校 月額 60,000円以内			
	短 大 月額 60,000円以内			
	大 学 月額 65,000円以内			
◆ 就 学 支 度 費	500,000円以内			

2. 福祉資金

日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費

【福祉費の一部内容】

◆年金受給権取得経費

- ・国民年金の任意加入期間の保険料を貸付限度額50万円の範囲内で貸付を行うことにより、老齢基礎年金の受給資格を満たす方

応急生活資金 貸付のご案内

栗山町社会福祉協議会では、町内に居住する低所得世帯で、急な出費を必要とする方に「つなぎ資金」の貸付を行っています。

◆貸付額

- ・5万円以内

◆ご利用いただける世帯

- ・栗山町に6カ月以上居住していて、困窮のため日常生活の繋ぎ資金が必要な世帯。
- ・償還能力がある。
- ・資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
- ・町税、各種行政使用料を完納（滞納世帯は支払いの成約をし、履行している場合）している世帯。

◆連帯保証人

- ・1名必要となります。

◆返済方法等

- ・貸付利息は無利子。
- ・償還期間は貸付の翌月より6カ月以内。

◆申込み・お問合せ

- ・社会福祉協議会へ

福祉用具等無料貸出事業

社協では、下記の福祉用具を無料で貸出しております。

介護保険制度のご利用前や申請中、または、ケガ等により、一時的に必要となった時にご利用ください。

●福祉用具無料貸出品目

- ①車いす(子ども用有)
- ②歩行車
- ③ベット用手すり
- ④ポータブルトイレ
- ⑤シャワーチェア
- ⑥浴槽台
- ⑦入浴用手すり

●貸出期間

おおむね1カ月程度(延長可)

※1カ月以上の期間は、要相談。

※ポータブルトイレと入浴補助用具の衛生・保管管理は社会福祉法人栗山福祉会様のご協力をいただいております。

いらなくなった入れ歯で寄付活動！

ー入れ歯収集活動ー



金属(クラスプ)がついている物のみ収集の対象です！

◆入れ歯で寄付ができる仕組み

入れ歯の金属(クラスプ)には貴重な貴金属が含まれています。

この貴金属を「NPO法人日本入れ歯リサイクル協会」がリサイクル・換金し、日本ユニセフ協会へ4割、栗山社協へ4割が寄付されます。

◆収集ボックスに入れる前に...

- 汚れを落とし、熱湯をかけたり、入れ歯洗浄剤で消毒してください。
- 新聞・チラシで包んだり、封筒に入れるなど、見えないようにしてください。

◆収集ボックス設置場所

- 栗山町役場
- 総合福祉センター「しゃるる」



▲収集ボックス

福祉の杖のご案内



- 対象者 おおむね65歳以上で歩行に不安のある方
- 料金 1本800円
※2,300円ー1,500円
(原価) (赤い羽根共同募金の助成)
- 購入場所 栗山町社会福祉協議会
栗山町役場(福祉課)
南部公民館

ご厚志ありがとうございます

令和2年6月16日以降
令和2年11月15日までに
お寄せいただいた方

●金一封

橋元 信広様(角田より)
社会福祉事業へ
正観湯温泉 横山 正行様
(青森県)より 社会福祉事業へ
吉田 礼子様(中央より)
社会福祉事業へ
島 雅昭様(鳩山より)
母の逝去に際して
谷口 温松様(富士より)
社会福祉事業へ
大塚 清康様(大井より)
母の逝去に際して
スナックバーNONKEY
(笹森 雅彦代表様(中央より)
チャリティイベント益金を
社会福祉事業へ
※社協への寄附金は確定申告時の
所得控除の対象になります。

編集後記

先日、収穫できた大小様々なサツマイモで焼き芋をしてみました。濡らした新聞紙とアルミホイルで包み、炭の間に無造作に入れて待つこと1時間。黒に焦げたサツマイモが……。これは失敗か？と諦めつつ、真ん中を折ってみると、中はホクホクで丁度良い感じに出来上がっていました。甘い物と様々ありましたが、思った以上の出来でした。食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋、皆様はどのように秋を過ごしましたか？



社協だよりは、赤い羽根共同募金の助成を受けて、作成しています

令和2年12月1日発行(第118号)

発行：社会福祉法人
栗山町社会福祉協議会

〒069-1513 栗山町朝日4丁目9番地36
栗山町総合福祉センター「しゃるる」1階

TEL (0123) 72-1322

FAX (0123) 72-5121

E-Mail k-shakyo@jeans.ocn.ne.jp

ホームページURL

<http://www.kuriyama-shakyo.or.jp/index.html>

印刷：山東印刷株式会社